



ポピー

河合会計事務所



編集発行人
河合 孝彦

税理士
社会保険労務士
河合 孝彦
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776 (22) 0897(代)
FAX 0776 (27) 6199
<http://kawai.zei-mu.com>

10月

(神無月) OCTOBER

10日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

ワンポイント 国税のクレジットカード納付

地方税ではすでに行われているパソコン等によりインターネットを利用（WEB画面上で納付情報を入力）して、クレジットカードで納付する制度が、国税でも平成29年1月4日以後の納付からできることになりました。納付書で納付できる全ての国税（税額1,000万円未満）が対象となります。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月17日
- 国 税／8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告
(7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

名義預金に関する ポイント整理



最近の相続税の税務調査事績によれば、申告漏れ相続財産の金額のうち、六割弱を現金・預貯金及び有価証券が占めています。

このことから、相続税の税務調査では金融資産への対応が中心となっており、被相続人名義の預貯金や株式ではなくても、名義預金等として課税修正されるケースが多いようです。そこで今回は、トラブル防止のため、名義預金に関してポイントを整理してみます。

1 家族名義の預貯金等

(1) 名義預金等とは

形式的に配偶者や子・孫などの名前で預金しているものの、収入等から考えれば、実質的には真の所有者は別、すなわち、親族の名義を借りているのに過ぎない預貯金をいいます。

名義は被相続人でなくても、実質的に被相続人に係る預貯金と認められるものは、被相続人の相続財産とされます。このような名義預金のほか、株式についても同様に名義株式とされるものがあります。

(2) 贈与の成立要件

贈与税の課税対象とされる贈与には、①民法上の贈与（非課税とされるものを除きます）、②相続税法上の独自の観点から設けられたみなし贈与（例えば、生命保険金の受取り等）の二種類があります。

民法上の贈与については、民法五四九条で「贈与は当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受託することによってその効力を生ずる」と規定されて

います。

このことから、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示をもって成立する契約（諾成契約）行為であることが特徴であり、贈与者による一方的な意思表示のみでは民法上の贈与は成立しないことになります。

贈与による財産の取得の時期は、次のようになっています。

態様	原則
書面による贈与	その契約の効力が発生した時
口頭による贈与	その履行の時
停止条件付の贈与*	その条件が成就した時

※例えば、試験に合格したら洋服をプレゼントする等

ただし、その贈与の時期が明確でないときは、その所有権等の移転の登記又は登録があった時とされます。

例えば、父が子名義で毎年預金をしていても、その預金の存在をその子が知らない場合には、受贈者（子）による受贈の意思

表示がないことから、民法上の贈与としての諾成契約は成立していないことになり、贈与は成立していないと考えられます。

そのため、子名義の預金が行われて何年経過していても、民法上の贈与が行われていない以上、税務上も贈与は成立していないことになります。

(3) 名義預金の判定基準

相続税の調査の際、特に問題となることの多い名義預金の判定基準は、以下のとおりです。

① 使用印鑑

家族名義の預金の印鑑がすべて同一であり、しかも通常被相続人が自分の預金に使用しているものと同じである場合には、名義借りの可能性が高くなります。

② 受取利息

家族名義の預金の利息を被相続人名義の預金等に入金し、被相続人が費消していると認められる場合には、名義借りの可能性が高くなります。

③ 保管（管理）状況

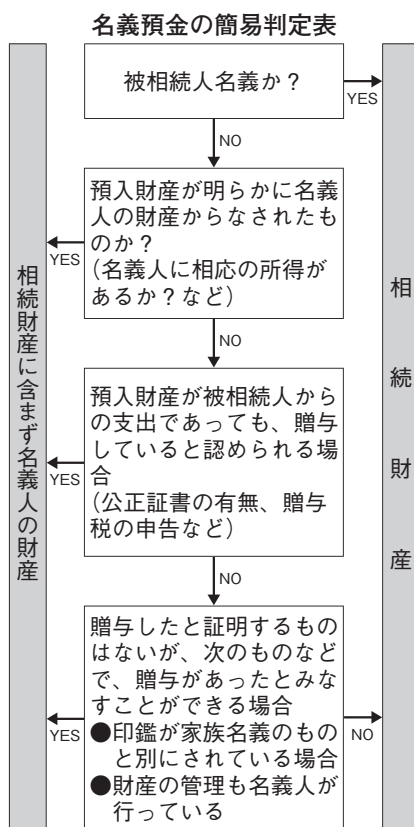
預金通帳や証書を誰が保管（管理）していたかで、名義人の判断材料とされます。

前記したように、家族の名義になっているものが名義預金に該当し相続財産に含まれる場合、

2 預金の把握のされ方

※ 参考として名義預金の簡易判定表を右に掲げます。

④ 贈与税の申告の有無
贈与税の申告がない場合は、名義借りと判断される可能性が高くなります。



例えば、被相続人がすべて自分で管理しており、名義人はそのような預金があることさえ知らなかったような場合には、当然名義借りと見られます。

相続人の多くは抵抗します。しかし、課税の公平の見地から、税務当局による以下のような厳しいチェックがありますので十分に理解して正しい申告納税に努めましょう。

(1) 預金の把握
税務調査前に必ず被相続人はもちろん家族全員の預金まで調べられます。

(2) 家族名義の預金
被相続人以外の家族名義の預金は、本当に家族の預金かどうか確認されます。つまり名義預金かどうかのチェックです。家族の収入、財産形成の経緯を徹底的に調査し、例えば、配偶者

の預金については、配偶者の過去の収入、実家における相続の有無等によって、本当に配偶者の預金であるかどうかを調査されます。

子や孫の預金も、当然、それぞれの収入等から本人のものであるかどうか確認されます。

(3) 預金の引き出しをチェック
大口の預金の引き出しは必ずチェックされます。例えば、定期預金の引出し、株式や土地の売却代金の引出しがあれば、その行方が確認されます。

この引き出されたお金が、何らかの預金になっているか、または何を購入しているかが確認されます。

借入金の使用目的も問われます。借入金で株式の購入、建物の建築、土地の購入、または貸付金になっているケースなど、いずれにしても大口のお金の移動は確認されます。

(4) 何年前まで調べられるのか
大型の相続であれば、相当以前から古い資料も残っています。時効の関係から不正があった場合は七年ですが、通常は五年前まで調べられます。

問題は、何年前から名義が本人以外のものになっていたとしても、贈与の事実確認が重要で、贈与税の申告がされていたかどうかのポイントになります。

(5) 死亡日前の預金の引き出し
相続税は、死亡日の被相続人の財産に課税されます。したがって、死亡日前に被相続人の預金を引き出してしまえば消えてなくなり、課税されないと考える人が多いのですが、これは全く無意味なことです。

預金の把握は、死亡日の当日だけを調査するものではありません。被相続人はもちろん、家族名義の預金も最低五年くらい前から調べられます。まして、死亡日前に預金引き出された場合、当然そのお金が、何に使われたのかチェックされます。

病院への支払い、葬儀の費用、物品の購入と、支払いの使途が明確であれば問題にはなりません。したがって、直前引き出しで死亡日の残高は、現金（直前引出分）として計上し、その後支払う葬儀費用や債務はそれぞれ計上して明確に処理することが大切です。

住宅借入金等特別控除 マンションをリフォームした場合

マンションなどの区分所有建物のうち、その者が区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う「一定の修繕・模様替え」の工事も住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等に該当しますが、その「一定の修繕・模様替え」とは、次のいずれかの修繕等に該当することについて建築士により証明されたものをいいます。

- 1 フローリング床の貼替えや畳床からフローリング床への貼替えで全床面積の半分以上の工事など区分所有する部分の床の過半又は階段（屋外階段を除く）の過半について行う修繕又は模様替え
- 2 間仕切壁の一部の位置の変更や取り外し、新設工事など区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え（その間仕切壁

の一部の位置の変更を伴うものに限る）
3 区分所有する部分の壁（建築物の構造上重要でない間仕切壁を除く）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え（その修繕又は模様替えに係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る）

「遮音のための性能を向上させるもの」とは、遮音性能を有する石膏ボードなど特定の材料を新たに使用し、かつ、そのための適切な施工がなされているものをいい、「熱の損失の防止のための性能を向上させるもの」とは、一定の算式により算定した熱伝達抵抗のその工事後の値が工事前の値に比して高くなるものをいいます。

したがって、単なる壁紙の張り替えや壁の塗装だけのような内装工事の場合には、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等に該当しません。

リバースチャージ方式 特定課税仕入れがある場合の課税売上割合の計算

国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」には、「特定課税仕入れ」として役務の提供を受けた国内事業者者に消費税の納税義務が課されています。

課税売上割合の計算は、原則として、事業者の資産の譲渡等及び課税資産の譲渡等の対価の額により計算しますので、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた事業者の課税売上割合の計算においては、その事業者の資産の譲渡等及び課税資産の譲渡等ではない「特定課税仕入れ」に係る金額は考慮する必要はありません。

また、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行った国外事業者の課税売上割合の計算においても、資産の譲渡等及び課税資産の譲渡等からは「特定資産の譲渡等」（事業者向け電気通信利用役務の提供）が除かれていますので、特定資産の譲渡等に係る金額は、分母にも分子にも算入しないで計算します。

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置 婚礼に係る費用とは？

婚礼に係る費用とは、受贈者の挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用（会場費、衣装代、飲食代、引き出物代、写真・映像代、演出代、装飾代、ペーパーアイテム（招待状等）、人件費など）をいいます。したがって、挙式や結婚披露宴を開催するための費用ではない、次のものは対象とはなりません。

- ・結婚情報サービスの利用、結婚

- ・婚コンサルサービスなど婚活に要する費用
- ・両家顔合わせ・結納式に要する費用
- ・婚約指輪、結婚指輪の購入に要する費用
- ・エステ代
- ・挙式や結婚披露宴に出席するための交通費（海外渡航費を含む）や宿泊費
- ・新婚旅行代